**一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）利用に関する届出書**

三種町長　様

　厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）が必要と判断し、居宅サービス計画を作成したため、下記のとおり届出いたします。

**①提出事業所について**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 居宅介護支援事業所名 |  |
| 事業所番号 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |

**②提出する居宅サービス計画について**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出する利用者の氏名 |  |
| 被保険者番号 |  |
| 利用者の要介護度 | 要介護　（　　　　　） |
| 居宅サービス計画に位置づけた回数 | 　　　　　　　　　　　　　　　回 |
| 一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけた理由※「利用者の状況から必要性が高いと判断したため」等の記載ではなく、なぜ必要性が高いと判断したかがわかるよう、具体的に記載してください。※下記の欄におさまらない場合は、別紙に記載して添付してください。 |
|  |

**【提出が必要な書類】**

**□ 基本情報**

**□ 居宅サービス計画「第１表」～「第７表」**

**□ 課題分析表**

**□ 訪問介護計画書**

**＜提出先＞　　三種町福祉課介護保険係　（お問い合わせ：0185-85-2247）**

**一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）利用に関する届出書について**

**居宅サービス計画を作成した翌月末まで**に「一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）利用に関する届出書」に下記の書類（写し）を添付し、福祉課介護保険係へ提出ください。

①利用者基本情報

②居宅サービス計画書（１）「第１表」　※ 利用者の署名があるもの

③居宅サービス計画書（２）「第２表」

④週間サービス計画書「第３表」

⑤サービス担当者会議の要点「第４表」

⑥居宅介護支援経過「第５表」　※ 生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみで可

⑦サービス利用票「第６表」

⑧サービス利用票別表「第７表」

⑨課題分析表

⑩訪問介護計画書　※ 訪問介護事業所から提供を受けたもの

平成３０年度の介護保険制度改正により、平成３０年度１０月以降に作成する居宅サービス計画書のうち、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を居宅サービス計画書に位置づける場合に、保険者へ届出が必要です。

〈厚生労働大臣が定める回数（１ヶ月あたり〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

疑義のあるケースについては、担当者へ問い合わせする場合があります。

また、地域ケア会議で検討する場合があります。その際は、担当者から説明していただきます。

提出いただいた居宅サービス計画書について、以下の点に着目し、内容の確認をおこないます。

１．利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用、訪問介護利用の妥当性を検討し、　　当該居宅サービス計画書に訪問介護が必要な理由記載されているか。

２．利用者や家族の希望だけでなく、適切なアセスメントに基づき訪問介護が位置づけられているか。